

# 岐阜県公報

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

ページ  
一

号 外 (五) 平 成 三 十 年 六 月 二 十 九 日

## 公安委員会規則

岐阜県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

岐阜県警察国有物品管理規則（平成二十年岐阜県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「備え」の下に、「別表五及び別表六に掲げる区分に従い」を加え、「記載し」を「整理し」に改める。

別表一から別表四までを次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

平成三十年六月二十九日

別表 1 (第20条関係)

物 品 出 納 簿 (備品)

分 類 I

分 類 II

細 分 類

品 目

単 位

年 月 日	摘 要	異動数量		現 在 高			備 考	供 用 内 訳										備 考			
		増	減	供用	貸付 寄託	保管		計													

備考

- 1 この帳簿は、物品出納員が備える。
- 2 物品の分類及び品目別に別葉とする。
- 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- 4 供用内訳欄は、供用課署名等を記入する。
- 5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入し、各欄の累計を繰越しする。
- 6 毎年度末は帳簿の締切りを行い、次行に3月31日付けで摘要欄に「翌年度に繰越」と記入し、次行に4月1日付けで「前年度から繰越」と記入して現在高を繰越しする。

別表 2 (第20条関係)

物 品 出 納 簿 (消耗品)

分 類 I

分 類 II

細 分 類

品 目

単 位

年 月 日	摘 要	異動数量		現 在 高	備 考	供 用 内 訳										備 考					
		増	減																		

備考

- 1 この帳簿は、物品出納員が備える。
- 2 物品の分類及び品目別に別葉とする。
- 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- 4 供用内訳欄は、供用課署名等を記入する。
- 5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入し、各欄の累計を繰越しする。
- 6 年度末は帳簿の締切りを行い、次行に3月31日付けで摘要欄に「年度末計」と記入して各欄の累計を記入する。

別表3 (第20条関係)

物 品 供 用 簿 (備品)

分 類 I

分 類 II

細 分 類      品 目                                      単 位

年 月 日	摘 要	異 動 数 量		現 在 高			備 考
		増	減	供 用	保 管	計	

備考

- 1 この帳簿は、物品供用員が備える。
- 2 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。
- 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- 4 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入して各欄の累計を繰越しする。
- 5 毎年度末は帳簿の締切りを行い、次行に3月31日付けで摘要欄に「翌年度に繰越」と記入し、次行に4月1日付けで「前年度から繰越」と記入して現在高を繰越しする。

別表4 (第20条関係)

物 品 供 用 簿 (消耗品)

分 類 I

分 類 II

細 分 類      品 目                                      単 位

年 月 日	摘 要	異 動 数 量		現 在 高	受 (供用) 者 領 印	備 考
		増	減			

備考

- 1 この帳簿は、物品供用員が備える。
- 2 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。
- 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- 4 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入して各欄の累計を繰越しする。
- 5 年度末は帳簿の締切りを行い、次行に3月31日付けで摘要欄に「年度末計」と記入して各欄の累計を記入する。

別表 5 (第20条関係)

## 物品出納員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
無償使用	物品管理官から無償使用した場合
供 用	物品を物品供用員に供用する場合
供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
分類換	物品の分類換をする場合
返 納	物品を物品供用員から返納させる場合
返 還	無償使用している物品を物品管理官に返還する場合
亡 失	物品の亡失について整理する場合
雑 件	物品について上記の各区分のいずれにも該当しない異動がある場合

別表四の次に次の二表を加える。

別表 6 (第20条関係)

## 物品供用員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
受 領	物品を受領する場合
供 用	物品を供用する場合
分類換	物品の分類換について整理する場合
返 納	物品を物品管理官に返納する場合又は物品を使用職員から返納させる場合
亡 失	物品の亡失について整理する場合
雑 件	物品について上記の各区分のいずれにも該当しない異動がある場合

別記

第1号様式(第8条関係)

別記第一号様式から別記第七号様式までを次のように改める。

第 号		年 月 日							
本部長 支出負担行 為担当官 物品管理官	総務室長	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員	会 計 課		
	物 品 出 納 員	課 長	次 席	課長補佐	係 長	主 任		係 員	
							課 署 名 等		
物 品 保 管 委 託 書									
次のとおり保管委託をしてよろしいか。									
分 類 I		分 類 II			細 分 類				
品 目		規 格	単 位	数 量	保 管 委 託 先				
					1 所在地				
					2 保管委託先				
保管委託期間	自 至	年	月	日	保管委託理由				
保管委託条件									
物品出納簿登記済				頁				物品供用簿登記済	頁
年		月	日	⑨	年		月	日	⑨

備 考

- 1 決裁欄中課には室、校を含む。  
(以下様式中同上)
- 2 この用紙は、警察本部長が物品を公用の施設以外の施設に保管するときに用いる。

第2号様式 (第9条関係)

第 号 年 月 日							
本部長 物品管理官	総務室長	物 品 出 納 員	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員
							会 計 課
物 品 不 用 決 定 書 次のとおり不用の決定をしてよろしいか。							
分 類 I			分 類 II			細 分 類	
品 目	規 格	単 位	数 量	価 格	摘 要		
不用の決定の理由							
処分の予定							
売 払	時 期	場 所			その他必要な事項		
解 体	理 由	時 期	処 理		その他必要な事項		
廃 棄	理 由			その他必要な事項			
物品管理簿登記済 頁				物品出納簿登記済 頁			
年 月 日			⑩	年 月 日			⑩

第 3 号 様 式 ( 第 9 条 関 係 )

第 号								年 月 日	
本 部 長 支 出 負 担 行 為 担 当 官 物 品 管 理 官	総 務 室 長	次 席	課 長 補 佐	係 長	主 任	係 員	会 計 課		
	物 出 納 品 員	物 品 供 用 員 ( 課 署 長 )	次 長 席	課 長 補 佐 課 長	係 長	主 任	係 員	課 署 名 等	
物 品 修 繕 ( 改 造 ) 書									
次のとおり修繕改造してよろしいか。									
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
品 目	規 格	単 位	数 量	所 要 期 間	摘 要				
修繕 ( 改造 ) 理 由				修繕 ( 改造 ) 条 件					
修繕 ( 改造 ) 内 容									
物品管理簿登記済 頁 頁		物品出納簿登記済 頁 頁		物品供用簿登記済 頁 頁		領 収 印			
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	供 用 員	㊟		
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	供 用 員	㊟		

備 考

- 1 この用紙は、物品出納員又は物品供用員が修繕 ( 改造 ) を要すると認めたときに用いる。
- 2 物品供用員が報告するときは、2部作成し、1部を保管すること。
- 3 1ヶ月以上にわたる修繕 ( 改造 ) をする場合は、登記をすること。

第 4 号 様 式 ( 第 10 条 関 係 )

第 号		年 月 日					
本 部 長	総務室長	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員	会 計 課
	物 品 出 納 員	物品供用員 (課署長)	次 長 席	課長補佐 課 長	係 長	主 任	
							課 署 名 等
物 品 供 用 書							
次のとおり請求（供用）する。							
分 類 I		分 類 II			細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	摘 要			
供用目的							
物品出納簿登記済 頁		物品供用簿登記済 頁		領 収 印			
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	供 用 員		㊟	

備 考

- 1 この用紙は、物品供用員が物品を請求するとき及び警察本部長が払出し受領を命ずるときに用いる。
- 2 2部作成し、正は物品出納員に、副は物品供用員に送達する。
- 3 物品出納員は、物品と共に正を送達し、物品供用員の領収印を徴すること。
- 4 物品供用員が請求するときは、副を作成し、保管すること。



第5号様式(第11条関係)

物 品 保 管 書

分類Ⅱ	規格	使用職員名	細分類		受領印	使用職員名	保管書		受領印	使用職員名	単位		受領印
			供用開始年月日	返納年月日			供用開始年月日	返納年月日			年月日	年月日	
				年月日				年月日			年月日		
				年月日				年月日			年月日		
				年月日				年月日			年月日		

備 考

- 1 備品供用開始のとき一品目ごとに作成する。ただし、出勤服、鉄帽、毛布、警察学校の机、椅子等のように物品供用員が保管し必要に応じて一時使用される物品については、作成しないことができる。
- 2 供用のため物品を受領したときは使用職員が、返納したときは物品供用員が、それぞれ受領印欄に押印する。ただし、物品供用員が使用職員である場合は、押印しない。

第 6 号様式 (第13条関係)

第 号							年 月 日	
本 部 長	総務室長	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員	会 計 課	
	物 品 出 納 員	物品供用員 (課署長)	次 長 席	課長補佐 課 長	係 長	主 任	係 員	課 署 名 等
物 品 返 納 書								
次のとおり返納してよろしいか。								
分 類 I			分 類 II			細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	摘 要				
返納理由								
物品の現況								
物品出納簿登記済 頁			物品供用簿登記済 頁			物品出納員領収印		
年 月 日	⑨	年 月 日	⑨	年 月 日	⑨			

備 考

- 1 この用紙は、物品供用員が物品の返納を報告するとき及び警察本部長が返納（受領）を命ずるときに用いる。
- 2 2部作成し、正は物品出納員に、副は物品供用員に送達する。
- 3 物品供用員は、物品と共に副を送達し、物品出納員の領収印を徴する。

第 7 号様式 (第14条関係)

第 号		年 月 日					
本 部 長	総務室長	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員	会 計 課
物 品 出 納 員	物品供用員 (課署長)	次 長	課長補佐 課 長	係 長	主 任	係 員	受領課署 名等
	物品供用員 (課署長)	次 長	課長補佐 課 長	係 長	主 任	係 員	引渡課署 名等
物 品 供 用 換 書							
次のとおり供用換をする。							
分 類 I		分 類 II		細 分 類			
品 目	規 格	単 位	数 量	摘 要			
供用換の理由							
物品出納簿登記済 頁		物品供用簿登記済 頁		受 領 書 発 行 確 認 印			
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	物 品 供 用 員 ㊟			

備 考

- 1 この用紙は、物品供用員が供用換を請求するとき及び警察本部長が供用換を命ずるときに用いる。
- 2 3部作成し、副は物品出納員へ、正は各1部を物品供用員にそれぞれ送達する。

第9号様式 (第15条、第16条関係)

別記第九号様式を次のように改める。

本部長 物品管理官	総務室長	次席	課長補佐	係長	主任	係員	会計課	
	物品出納員	物品供用員 (課署長)	次長席	課長補佐 課長	係長	主任	係員	課署

年 月 日

物品供用員 課長  
署

官 職 氏 名 ㊟

物 品 亡 失 ( 損 傷 ) 報 告 書

使用職員

官 職 氏 名 ㊟

次のとおり物品を亡失 ( 損傷 ) したから報告する。

分類 I		分類 II		細分類	
品 目		数 量		亡失 ( 損傷 ) 年月日	
				亡失 ( 損傷 ) 事由	
亡失 ( 損傷 ) 発見後の処理状況		亡失 ( 損傷 ) 当時における物品の保管状況		その他参考事項	

備考 この用紙は、物品亡失 ( 損傷 ) を報告するときに用いる。

第12号様式（第21条関係）

別記第十二号様式を次のように改める。

年 月 日 作成

# 引 継 書

物品出納（供用）簿 冊

物品出納（供用）関係書類 冊

名 称 冊

名 称 冊

名 称 冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。

年 月 日

前任物品出納（供用）員

官職 氏名 ⑩

後任物品出納（供用）員

官職 氏名 ⑩

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に現に改正前の第十一条第二項の規定により押印されている物品保管書及び改正前の第二十条の規定により備えられている帳簿については、改正後の第十一条第二項及び第二十条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日まで  
の間、使用することができる。

平成三十年六月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社